

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年4月1日までの期間及び15年1月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、9年10月から10年3月までは16万円、15年1月から同年6月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から15年7月1日まで
平成7年1月から17年5月までの間、A社に勤務していた。申立期間の報酬月額は約16万円と家計簿に記録している。しかし、年金事務所の記録(標準報酬月額)は、平成9年10月1日からは13万4,000円、10年7月1日からは9万8,000円と記録されており、申立期間前の標準報酬月額に比べて低額となっている。

申立期間の標準報酬月額に係る記録を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年4月1日までの期間及び15年1月1日から同年7月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、A社が保管する9年分、10年分及び15年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに市区町村が発行した平成16年度市県民税課税証明書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額

に見合う標準報酬月額から、9年10月から10年3月までは16万円、15年1月から同年6月までは17万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を誤って申立人の給与から控除していたことを認めている上、A社が保管する平成9年分、10年分及び15年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに市区町村が発行した平成16年度市県民税課税証明書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与所得に対する所得税源泉徴収簿等から確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年4月1日から15年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社が保管する10年分から15年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで

申立期間の報酬月額は、約 20 万円から約 24 万円であったが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間に係る給与明細から確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出について、社会保険事務所に誤った報酬月額を記載して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年7月1日まで

昭和42年4月1日付け人事異動により、A事業所C出張所から、同年4月新設のA事業所B出張所に異動した。

しかし、A事業所B出張所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和42年7月1日に資格取得と記録されており、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した辞令書及びA事業所履歴書、A事業所の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人は、A事業所に継続して勤務(昭和42年4月1日にA事業所C出張所からA事業所B出張所に異動)し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年7月のA事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所記号索引簿から、A事業所B出張所は昭和42年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いことが確認できるが、前述の複数の同僚のうちの一人は、「A事業所B出張所には、設立(昭和42年4月)当初から、A事業所C出張所からの転勤者と地元で新規に採用された者を合わせて、8人の正規職員(庶務課には課長(一人)、係長(一人)及び事務員二人の4人、D専門職員二人、E専

門職員二人の計8人)がいた。」と供述していることから、申立期間当時、A事業所B出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A事業所B出張所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 49 年 12 月まで

昭和 42 年 9 月から 62 年 9 月までの間、A 事業所に勤務したが、49 年頃、同事業所の事務員から国民年金に遡って加入することができると勧められ、その事務員に国民年金の加入手続をしてもらった。

国民年金保険料は、毎月給料日に、当月分の保険料と遡った数か月分の保険料の合計 3,600 円から 6,000 円を当該事務員に渡し、納付してもらっていた。数か月にわたって同様の方法で申立期間分の国民年金保険料を全額納付したと記憶しているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらの手続等を行ったとする A 事業所の事務員も病気療養中で証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 53 年 3 月 10 日に B 市区町村で払い出されたことが確認できるが、この払出時点では、申立期間の国民年金保険料については、特例納付を行わない限り、時効により納付することができない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「毎月、当月分の保険料と遡った数か月分の保険料を合計した 3,600 円から 6,000 円を納付した。」旨を供述しているところ、仮に申立人が国民年金手帳記号番号の払出直後の第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間）内に、申立期間の国民年金保険料を全額納付したとすると、その合計金額は 31 万円余りとなり、申立人が数か月にわたって毎月納付したと主張する国民年金保険料額とは大きくかい離している。

加えて、特殊台帳の記録から、申立人は、昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を数回に分けて遡って納付している事跡が認められることから、当該期間の保険料納付と申立期間の保険料納付を誤認している可能性もうかがわれる。

このほか、A 事業所の事務員が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。